

返 還 計 画 書

借 用 総 金 額		金 円					
借 用 内 訳		令和	年	月	日から	立	学校在学中
		令和	年	月	日まで		円
		令和	年	月	日から	立	学校在学中
		令和	年	月	日まで		円
返 還 明 細	返還期間	令和	年	月から			
		令和	年	月まで	年	月間	
	返還方法	年賦	毎年	月	一回当たりの返還額	円	
		半年賦	毎年	月 及び 月	一回当たりの返還額	円	
		月賦	毎月末日	一回当たりの返還額	円		
口座振替の場合 別紙（口座振替依頼書）による。							

上記のとおり借用した金額については、この返還計画書の記載に従って滞りなく返還します。

なお、旭川市奨学金貸付条例施行規則第10条第 1 項各号のいずれかに該当し、同項の規定により奨学金の貸付けを廃止されたときは、上記の返還期間を繰り上げ、当該奨学金の貸付けを廃止された日の属する月の翌月から返還します。

令和 年 月 日

(宛先) 旭 川 市 長

住 所
奨 学 生 氏 名
電 話

住 所
連帯保証人 氏 名
(保護者) 電 話

住 所
連帯保証人 氏 名
電 話

(注) 「借用総金額」欄には、在学中に貸付けを受ける奨学金の総額を記入してください。
「返還期間」は、学校卒業の 1 年後から 1 0 年以内としてください。